

令和4年11月定例会 経済委員会（事前）

令和4年11月21日（月）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

原委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（13時22分）

これより、農林水産部関係の調査を行います。

この際、農林水産部関係の11月定例会提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料，説明資料（その2），資料1）

- 議案第1号 令和4年度徳島県一般会計補正予算（第8号）
- 議案第2号 令和4年度徳島県一般会計補正予算（第9号）
- 議案第25号 徳島県立神山森林公園の指定管理者の指定について
- 議案第26号 徳島県立高丸山千年の森の指定管理者の指定について

【報告事項】

- 国内における「高病原性鳥インフルエンザ」の発生状況と本県の対応について
(資料2)

平井農林水産部長

農林水産部でございます。よろしくお申し上げます。

11月定例会に提出を予定しております農林水産部関係の案件につきまして、先議分を経済委員会説明資料により御説明を申し上げます。

1 ページを御覧いただきたいと存じます。

一般会計歳入歳出予算総括表でございます。この表、補正額の欄の最下段に記載のとおり3,000万円の増額をお願いするもので、補正後の予算総額は362億1,606万1,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、最下段の計の欄、括弧内に記載のとおりでございます。

2 ページを御覧いただきたいと存じます。

課別主要事項について御説明いたします。

農山漁村振興課でございます。

4 段目の農地総務費，摘要欄①のア，新規事業，土地改良施設・電気料金高騰対策緊急支援事業におきまして、農業用水を供給する揚水機など利水・治水の両面で公共性の高い農業基盤施設を管理する土地改良区を対象に、電気料金の高騰分に対する支援として3,000万円の増額をお願いしております。

続きまして、通常分を経済委員会説明資料（その2）により御説明申し上げます。

1 ページを御覧いただきたいと存じます。

令和5年度から新たな指定管理者を指定するに当たりまして、公の施設の管理運営協定に係る債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

まず、限度額でございますが、一つ目、徳島県立高丸山千年の森の管理運営協定につきましては9,240万円、二つ目、徳島県立神山森林公園の管理運営協定につきましては3億6,300万円となっております。期間につきましては、いずれも5年間でございます。

2ページを御覧いただきたいと存じます。

2、その他の議案等について御説明させていただきます。

（1）指定管理者の指定についてでございます。

指定管理者制度を導入している農林水産部の二つの施設について、令和4年度末をもって現在の指定期間が満了いたしますため、新たな指定管理候補者を選定する必要がございます。そのため、この度、農林水産部指定管理候補者選定委員会の審査結果を踏まえ指定管理者を選定いたしましたので、地方自治法の規定に基づき議会の議決に付するものでございます。

内容といたしましては、今回、ア、徳島県立神山森林公園につきましては徳島中央森林組合を、イ、徳島県立高丸山千年の森につきましては一般社団法人かみかつ里山倶楽部をそれぞれ指定管理者に指定するものでございます。指定の期間といたしましては、いずれも令和5年4月1日からの5年間を予定しております。

なお、候補者の選定理由、選定委員会における選定の経緯等につきましては資料1、指定管理候補者の選定結果についてに記載させていただいておりますとおりでございます。

提出予定案件については以上でございます。

この際、1点、御報告させていただきます。

国内における高病原性鳥インフルエンザの発生状況と本県の対応についてでございます。資料2を御覧ください。

まず、1、国内での発生状況につきまして、先月10月28日、岡山県及び北海道の養鶏場におきまして、今季、国内第1例目、2例目となります高病原性鳥インフルエンザの発生が確認され、これは昨年よりも半月程度早い発生となったところでございます。その後、11月1日には隣接の香川県でも確認されるなど、資料に記載の11月18日時点での8道県11事例に加えまして、昨日新たに宮崎県、青森県でも確認がされておりました、現時点での最新の数値といたしましては10道県13事例に及ぶという、全国各地で発生が相次ぐ事態となっております。また、野鳥についても、過去最も早い9月から全国において死亡野鳥や野鳥のふん便などで感染が確認されている状況です。

次に、2、本県の対応状況でございます。

（1）本県独自に設定いたしております鳥インフルエンザとくしまアラートにつきましては、全国の発生状況を踏まえまして段階的にステージを引き上げ、現在ステージⅢ（感染拡大警報）を発動し、県内全養鶏関係者に対し注意喚起を図り、防疫対策の強化を図っているところであります。

次に、（2）でございます。

10月28日、今季1例目、2例目の発生を受けまして、直ちに危機管理会議を開催し、関係部局一丸となった先手先手の防疫対策の徹底につきまして飯泉知事より指示を受けたところでございます。

これを受け、（3）防疫対策の強化といたしまして、消毒の徹底や野生小動物の侵入防止対策など、飼養衛生管理の強化について指示いたしますとともに、県内全養鶏場に対す

る消毒用消石灰の緊急配布を10月31日に開始し、11月9日に配布を終了いたしました。

また、県内全養鶏場からの死亡羽数の報告頻度を月1回から週1回に引き上げまして、監視体制を強化しているところです。

さらには、11月1日、隣接する香川県観音寺市の養鶏場での発生確認に先立ちまして、前日の10月31日に疑い事例の情報を徳島県として得たことから、同日、直ちに本県の危機管理会議を開催いたしますとともに、県内へのウイルスの侵入を防ぐため、搬出制限区域に掛かり、本県への主要通行ルートでございます国道32号の県境に消毒ポイント1か所を11月1日正午に設置し、養鶏関係車両を対象に車両消毒を実施いたしました。なお、当該消毒ポイントにつきましては、昨日、香川県における搬出制限区域の解除に合わせまして、同日11月20日の午前0時に運用を終了したところでございまして、終了時点までの消毒台数は累計で348台でございます。

次に、（4）野鳥監視体制の強化でございますが、市町村や日本野鳥の会徳島県支部、徳島県猟友会などと連携し、死亡野鳥の監視体制を強化いたしますとともに、死亡野鳥を発見した際の対応や注意点などについて県民の皆様にご周知、御協力を頂いているところでございます。

最後に、3、危機管理調整費及び予備費の活用でございます。

今後、本県発生時における緊急消毒対応に備えるため、消毒用消石灰を補充する購入経費につきまして危機管理調整費を活用させていただいたところでございまして、また香川県での発生に伴い設置した消毒ポイント運営に係る必要経費につきましては予備費を活用させていただいたところでございます。

これまで、本県において高病原性鳥インフルエンザを疑う異常な鶏は確認されておりませんが、今後ともより一層の警戒を強め本県畜産業をしっかりと守ってまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

原委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

喜多委員

先週、県内でワカメを取り扱う業者が外国産ワカメを鳴門産と偽って販売し、食品表示法に基づく指示がなされました。本県では鳴門わかめの産地偽装の再発防止に向けて産地や加工業者、さらには県においても様々取組を進めております。こうした中で起こった今回の一件には私も強い憤りを覚えるものでございます。

そこでまず、今回の事案の詳細と農林水産部としてどのように受け止めているのか、お伺いいたします。

里農林水産部次長

ただいま喜多委員から、先日明らかになった鳴門わかめの産地偽装事案の詳細と農林水

産部の受け止めについて御質問を頂いたところでございます。

今回の事案でございますが、食品表示の監視機能として県が国と合同で実施した立入検査において、徳島市内の事業者が中国産である湯通し塩蔵ワカメを鳴門産と表示し、県外の事業者に販売していた事実を確認したものであり、先週17日、当該事業者に対しまして食品表示法に基づき原料原産表示の是正を求める指示を行い、併せてこの内容を公表したところでございます。

県におきましては、不正行為は決して許さない、起こさせないとの強い決意で鳴門わかめのブランドを守る取組を進めており、ブランドを傷つけるこうした産地偽装が再び起こったことは誠に遺憾であります。

産地偽装の背景には当該事業者の遵法精神やモラルの欠如があると考えられ、一つの産地偽装がブランド全体の信頼を揺るがしかねないということを改めて認識したところでございます。

喜多委員

今回の産地偽装は県と国が連携した立入検査で確認されたとのことであり、食品表示の監視体制がしっかりと機能しているという点ではよく分かりました。また、偽装の抑止力にもなったとは思いますが、ブランドを守る生産者や加工業者の方々にとっては決して許せないものであると思います。この一件で生産者や加工業者の方々の不利益を被ることがあってはならず、消費者の皆様の鳴門わかめに対するイメージの低下が非常に気になるところでございます。

そこで、今回の一件を受け、漁業者や加工業者の方々にとどのような影響が及んでいるのか、現時点で分かる範囲でお答えください。

里農林水産部次長

ただいま委員から、漁業者、加工業者への影響について御質問を頂戴したところでございます。

先週の17日に公表された事案であり、現時点におきましては具体的な影響について情報提供は受けてはございません。一方で、本日から漁業協同組合、加工業者、小売業者の皆様を対象に聞き取り調査を開始しており、この結果を踏まえまして適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

喜多委員

コロナ下での鳴門わかめの需要減退により、今なお厳しい経営環境にある生産者、加工業者の方々もいらっしゃると思います。県には是非ともしっかりと影響の把握に努めていただきたいと思います。

最後に、県として鳴門わかめの産地偽装根絶に向け、今後どのように取り組んでいくのかお伺いたします。

里農林水産部次長

ただいま喜多委員から、偽装の根絶に向けた今後の取組について御質問を頂いたところ

でございます。

産地偽装の再発防止に向けましては、違反行為に対する抑止力を高めることが重要であり、農林水産部といたしましては、食品表示法を所管する危機管理環境部と連携し、引き続きとくしま食品表示Gメンによる立入検査や監視パトロールなどに取り組んでまいりたいと考えております。

また、ワカメの加工履歴を適切に管理する加工業者を認定し、食品表示が適正な商品には認証マークが表示できる鳴門わかめ認証制度をかねてより運用しており、この制度の更なる普及、定着を図り、より一層消費者から選ばれる信頼のあかしとしてこの制度が広く認知されるよう、認定事業者の更なる拡大に向けた個別コンサルティング、あるいは消費者の皆様がこの制度を知っていただくPRイベントの開催など、鳴門わかめのブランドを守る取組をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

喜多委員

これまで鳴門わかめは長い間脈々と受け継がれてきた歴史がございます。その鳴門わかめブランドが一部の事業者の産地偽装により大きく損なわれることは決してあってはならないものだと思います。

引き続き、この一件が生産者、加工業者の皆様にも及ぼす影響を注視していただくとともに、食品表示の監視活動や認証制度など県のブランドを守る取組をアピールしてほしいと思います。

井川委員

私からは、高病原性鳥インフルエンザについて何点かお伺いしたいと思います。

先ほど部長より、国内の発生状況と本県の対応につきまして御報告を頂いたところでありますが、この高病原性鳥インフルエンザにつきましては、平成16年1月、国内では79年ぶりに山口県で発生が確認された。それ以降、以前は二、三年おきに、また発生時期は11月下旬以降に発生が確認されたように記憶しておりますが、なぜここでというやつですね。この間、徳島で産まれたコウノトリも後から調べてみたら感染していたというようなことがございます。今シーズンの発生は3期連続で昨年より半月ほど早い10月での発生であります。今シーズン、また近年の発生状況につきましては、何か特徴のようなものがあるのでしょうか、あれば教えていただきたいと思います。

福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま井川委員より、近年の高病原性鳥インフルエンザの発生状況について御質問を頂きました。

委員お話しのとおり、平成16年1月、国内では79年ぶりに山口県で発生が確認されて以降、これまで2年から3年の周期で発生が確認されていきましたが、過去最大約987万羽が殺処分された令和2年度シーズン以降、3期連続の発生になっております。発生時期につきましても、これまで渡り鳥が飛来するシーズンを迎える10月下旬頃から11月に、野鳥やそのふん便からウイルスが確認された後、家きんでの発生が確認されていきましたが、今シーズンにおきましては、野鳥において過去最も早い9月下旬にウイルスが確認されると

ともに、家きんにおいても昨年より半月早い10月からの感染が確認されるなど、全国各地で発生が相次ぐ事態となっております。

このような発生状況の要因としまして、日本に飛来する渡り鳥の営巣地であるロシア、シベリアの湖、沼に生息する野鳥におけるウイルスの濃度が、感染した渡り鳥の行き来により汚染濃度が高まっていることから、3期連続の発生につながっているとの見解が専門家より示されています。なお、国内の発生状況に対しましては、現在、国の疫学調査チームによる疫学調査が行われており、発生要因などについて検証されることから、その動向に注視するとともに、必要な情報について県内養鶏の関係者に対して適宜適切に情報提供してまいります。

井川委員

すごいね、やっぱりロシアのあれで濃度が高まっているということで、何かもう防ぎようのない、大変なことだなと思います。

次に、防疫体制について伺いたします。

消毒用の消石灰の緊急配布や死亡羽数の報告頻度の引上げ、また消毒ポイントの設置による養鶏関係者車両の消毒など、まずは迅速に御対応いただいていると思っております。

今シーズン、既に岡山県や香川県、また兵庫県など本県に近い地域での発生が確認されていることを考えますと、本県養鶏場での発生リスクもこれまで以上に高まってきているということを感じております。

県内養鶏場に発生させないため、今後県としての防疫体制はどのように取り組まれるのか、その方針をお聞かせいただきたいと思っております。

福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま井川委員より、県内養鶏場で発生させないため今後県としてどのようにして防疫対策に取り組んでいくのか、その方針について教えていただきたいという質問を頂きました。

県内養鶏場において高病原性鳥インフルエンザを発生させないためには、養鶏場における飼養衛生管理を徹底することが重要であると認識しております。このため、過去最大となる約987万羽が殺処分された令和2年度シーズン、県内においても発生が確認されましたが、そのときの防疫対応の経験や検証結果を踏まえ、県内養鶏場における衛生対策の強化を図っているところであります。

具体的には、家畜保健衛生所による巡回指導を通じ、県内養鶏場における畜舎の築年数や野生小動物対策を含む畜舎構造といった施設面、消毒液の交換頻度や専用長靴の使用などの作業面、農場近隣におけるため池、河川などの所在や養鶏農場の密集状況といった環境面についてシーズン前に確認を行い、リスクが高い養鶏場を優先とした巡回確認、指導を行っているところです。今後とも、養鶏場の飼養衛生対策の強化を図るため、養鶏関係者とも連携をしながら、県内の発生の防止に向けしっかりと対応してまいります。

井川委員

ありがとうございます。最後に、野鳥の対策について伺いたいと思っております。

先ほど養鶏場での発生が昨年より半月ほど早いという話もありましたが、野鳥についても9月に感染したと確認されており、こちらも早い時期での確認であるとのことであります。何千羽もおる野鳥が飛んできたところを見たって、これがインフルエンザにかかっているかどうか、これはなかなか分からん話でしょうが、高病原性鳥インフルエンザの発生原因の一つである野鳥の監視も非常に必要であると思います。現在、県においてはどのように取り組まれているのか、具体的に教えていただきたいと思います。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま井川委員から、野鳥の監視についての御質問を頂きました。

高病原性鳥インフルエンザは家畜産業への影響が大きいことから、感染の拡大を防止するため、県では関係機関と連携しまして野生鳥獣の監視を強化しているところでございます。死亡野鳥が発見された場合は、国、環境省が定めた対応技術マニュアルに基づきまして、全国的な野鳥監視の対応レベル1から3がございしますが、その各段階において定められた検査対象となります鳥の種類や数に応じまして死亡野鳥の検査を実施しているところでございます。

また、去る11月1日、香川県観音寺市で家畜において鳥インフルエンザが発生したことに伴い、環境省は発生地点から半径10キロメートル以内を野鳥監視重点区域に指定し、その区域に三好市の一部が含まれることとなりました。これを受けまして、県では渡り鳥の飛来状況や生息する野鳥の種類などの状況調査を定期的を実施しておりますが、野鳥の大量死などの異常は確認されておられません。引き続き、県民の皆様のご協力を得て、関係団体と連携し鳥インフルエンザウイルスの早期発見に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

井川委員

それではまとめさせていただきます。

ただいま、本県による野鳥の監視についての御答弁を頂きました。養鶏場への対応に加えて、野鳥の監視につきましてもお伺いしましたが、野鳥ですからどこでどうなっているか分からんし、なかなかこれを調べていくというのも大変なことだと思います。適切に対応を実施していただいていることとお聞きし、改めて安心しております。発生リスクの高まるシーズンが始まったばかりであり、関係者の皆様も気の休まらない日々を過ごされているのではないかと考えております。

今後とも県内の発生を防止するため、養鶏場の対応はもとより、県民の皆様にも御協力を頂きながら、野鳥の監視にもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。本県の養鶏産業を守っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

寺井副委員長

私のほうから、土地改良施設・電気料金高騰対策緊急支援事業についてお聞きしたいと思っております。

私、実は吉野川北岸土地改良区の理事長を務めておるわけでございますけれども、今年は早くも7月頃から、傘下の土地改良区からウクライナ情勢の影響により揚水機の運転に

係る電気料金が高騰し運営に苦慮しているとの声がありました。また、理事を務めております県内の土地改良区を束ねる徳島県土地改良事業団体連合会にも県内各地から同様の声が上がっております。

こうした状況の中、先日、知事に対し県内の土地改良区を代表する県土連が電気料金高騰に関わる土地改良区への緊急支援に対する要請を実施したところでございます。今回、11月補正において土地改良区への電気料金高騰対策支援が盛り込まれたということは、我々農業者から直接要請を受けているものとしては非常に有り難いことだなと感じておるところでございます。今回の緊急事業の目的、内容についてももう少し詳しく教えていただければと思います。

太田農山漁村振興課長

ただいま寺井副委員長から、土地改良施設・電気料金高騰対策緊急支援事業の目的、内容についてももう少し詳しくという御質問を頂きました。

土地改良区におきましては、県内の優良農地の多くを受益といたしまして、国や県が造成しました数多くの用水路や揚水ポンプなど、土地改良施設を支障が生じないよう常日頃から適正に維持管理いただき、食料生産に不可欠な農業用水を安定的に供給することで、農業の基盤を支えるという非常に公共性の高い役割を果たされてございます。

しかしながら、今回の急激な電気料金の高騰によりまして、農業用水を供給する揚水機等を管理しております土地改良区の経営が大きく圧迫されておりました。施設の維持、運営に支障を与えかねない深刻な影響を及ぼしておるとお聞きしてございます。

このような中、9月9日に創設が示されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金、この中の推奨事業メニューといたしまして、土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援が明示されたところから、この臨時交付金及び県の一般財源を活用いたしまして、土地改良区の負担軽減により健全な運営を確保し、土地改良施設の適正管理による地域農業の持続的な発展につなげるため、電気料金の高騰分の一部を支援する事業とさせていただいております。

具体的には、農業用水を供給する揚水機などを管理する土地改良区を対象といたしまして、運転時間の削減、漏水対策など節電につながる工夫に取り組んでいただくことを条件といたしまして、今年度のかんがい期に要しました電気料金のうち、燃料費価格の高騰に起因する上昇部分に相当する金額の2分の1以内を支援することで負担の軽減につなげてまいります。

寺井副委員長

今御答弁いただいた中で、節電につながる工夫に取り組むことを条件としているようなことがあったわけですが、具体的にはどのようにやっていくのか、ちょっと分かったらお教え願いたいと思います。

太田農山漁村振興課長

ただいま寺井副委員長から、節電につながる工夫とは具体的にどのようなことかという

御質問を頂きました。

節電の具体的な内容でございますけれども、受益区域に水を配る順番を決める、いわゆる番水を徹底していただく。さらに、ポンプの運転時間を夜間は停止するなど時間の削減、また揚水機を高効率な設備に更新する計画を策定していただいて、それを今後進めていただく。また、末端給水栓を自動化する、このようなことを想定してございます。

このような節電の効果についてでございますけれども、土地改良区の維持管理費のうち約6割を電気料金が占めている、このような例に当てはめると、ポンプの夜間運転の停止などを行うことにより運転時間が削減されまして、おおよそ1割の電気料金の削減が実現されたことを土地改良区からの聞き取りにより把握してございます。

このように節電を行うことによりまして、土地改良区の運営管理費の低減が可能となりますので、今回の支援事業の実施を契機といたしまして、各土地改良区において節電への意識を高めていただき、今後の健全運営の確保を期待しているところでございます。

寺井副委員長

回答の中に番水の話が出てきたわけでございますけれども、御存じのとおり、なかなか人がいない中で番水といったら、昔はやってましたけれども、なかなか大変な作業でありまして難しい部分もあるのかなと思います。今の答弁の中に、農家のほうから1割ぐらい節減することによってできたというような話もありますので、我々もそういうふうに努めていかなきゃいけないのかなというふうにも感じるところであります。

土地改良区に対して早期の支援が必要と考えるということでございますが、今後の支援スケジュールをどのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

太田農山漁村振興課長

ただいま寺井副委員長から、土地改良区に対する支援のスケジュールということで御質問を頂きました。

こちらの支援スケジュールでございますけれども、先議案件としてお願いしてございまして、議決後、直ちに今月中にも関係土地改良区を対象とした説明会を開始いたしまして、支援制度の周知と各土地改良区からの要望の取りまとめを早急に行いたいと考えてございます。その後、申請書のチェックなど支援金支出に向けた事務処理を行いまして、1日も早い支援金交付に努めてまいります。

また、これにより期待される効果といたしまして、将来にわたり土地改良施設が適正に管理され、今回の電気料金高騰を契機に節電への取組が促されまして、これらによりまして土地改良区の財政的な負担軽減、健全運営の確保、そして農業用水の安定供給、また防災上の役割も果たされてます湛水被害の低減など、地域農業の持続的な発展につなげてまいりたいと考えております。

寺井副委員長

ありがとうございます。なかなか厳しい中で、特にポンプアップをしなければいけないという地域は、やっぱり水がなければ農業がやっていけないという世界なんで、非常に負担が大きくなるわけです。その中で、いろいろ環境も含めて保っていく、農業をしていく

ということが大事なことなので、水を供給していただくのはやっぱり御支援いただければ非常に有り難いなと思っておるところでございます。

それでは、まとめさせていただきます。

電気料金の高騰は全国の様々な業種における企業や個人に影響を及ぼし、岸田首相は早ければ来年1月から電力会社を通じた新たな支援制度を検討しているようでございます。

今回創設された電気・ガス・食料品価格高騰重点支援交付金は総額6,000億円と言われております。それらのおり重点化して支援を行う規模となっており、この限られた予算を活用して国、県が造成した土地改良施設を管理する土地改良区の負担軽減につながる支援を検討いただいたことを改めて評価したいと思います。

今回の緊急支援により土地改良区の健全な運営が図られ、食料支援も支える農業用水の供給というのは、非常に公共性の高い活動が継続できるものと考えております。予算の議決後は速やかに支援金交付の手続きをお願いしたいと思います。

政府による新たな電力支援制度により、来年の農業用水に係る電気料金については一定緩和されると期待しておるわけですが、今後とも国の新たな制度などについてアンテナを高く情報収集に努め、引き続き本県の農業振興の支援を行ってもらいたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

西沢委員

鳥インフルエンザの被害金額はどのくらいになってるんですか。毎年ものすごい、今回もかなり全国でまだ発生してますけれども、金額ってどのくらいになりますか。それと、これを埋めて処分するとか、すごい費用になると思うんです。どのくらいになるんでしょうか。

原委員長

小休します。（13時58分）

原委員長

再開します。（13時58分）

西沢委員

被害がもうばかにかいと思うんですけれども、それに対してどうしてこういうふうな事態になっているのかというのがどこまで分かってるんでしょうか。この野鳥とか何とかいろいろ話がありますけれど、どこまで追求がなされてるんですか。まだ全然分からないんですか。

福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま西沢委員より、高病原性鳥インフルエンザの原因ということ、どういう状況で今の状況になっているのかという御質問を頂きました。

まず、今の分かっている見解といたしましては、営巣地のほうに渡り鳥が渡りまして、そこからウイルスを保菌して国内のほうに入ってくると。国内のほうには三つのルートが

考えられてまして、シベリア、サハリンから北海道のほうに渡ってくるルートと、日本海を渡って関東甲信越地方のほうに来るルートと、朝鮮半島を渡って中国地方、九州地方のほうに渡ってくる、持ち込まれるというふうに言われております。

その要因としましては、渡り鳥がふん便をしまして、そのふんを野生小動物とか人が鶏舎の中に持ち込んで家きんで発生するという感染ルートが見解を示されてるところです。

西沢委員

例えば、ふんをほかの小動物が触ったり食べたり、そんな中で入ってくると。それがどんな小動物かというのはもう分からない世界だという話ですか。要するに鶏舎に入ってくるものは全く防ぐ手立がないという世界ですか。それとも対策はやってるんですか。

福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

西沢委員より、ウイルスを持ち込まない防ぎ方というのはないのかという御質問を頂きました。

今の段階は、鶏舎の野生小動物が侵入しないように破損してる箇所とかを修繕するとか、そういった隙間をなくすというふうな形で野生小動物の侵入を防ぐ対策をとられております。また、特定な小動物というのはこれというふうな形は言い切れませんが、鶏舎の防鳥ネットにおきましては、野鳥とかが入れないような20ミリメートル以下の大きさにするなどの対策もとられているところです。

西沢委員

ということは、今まで入ってきたところはそれぞれ何か不具合があった。要するにネットが破れとったとか、何かそういうことがあったから入ってきたんですか。

福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

これまで国の疫学調査チームにおきまして、発生農場について疫学調査が実施されております。発生農場におきましては、渡り鳥が飛来するため池が近くの養鶏場にあるとか、鶏舎の破損があるとか、そういう要因で発生しているというふうな見解が示されております。

西沢委員

例えば、敷地内にため池があってじゃなくて、その鶏舎そのものに入ってくる対策をなされてるんでしょ。その敷地内に入ってこないようにじゃなくて、鶏舎の中に入ってこない。だから私が言いたいのは、鶏舎そのものの対策に不備があったから入ってきてるんじゃないんですか。それがなかったら入ってこんという、そういうような対策をやってるわけでしょ。じゃないんですか。

福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

西沢委員より御質問を頂きました。

今御質問のとおり、鶏舎の中に入ってこないような対策ということで生産者のほうは対

策を実施しております。また、近づけないということも対策としてしてございまして、まず鶏舎周りに草とかが生えてましたら野生小動物が隠れる場所になりますので、そういうところを草刈りしてそこを消毒し持ち込ませないような、もし野生小動物が鶏舎に入ってくるまでにウイルスを引っ付けてきて入ってこようとしても、未然に防ぐというような形で鶏舎の周りを消毒するというふうな対策を実施しているところです。

西沢委員

それでも入ってきてるといふ、不備があったからじゃなくてそういう感染対策をやっても入ってきてるといふ意味ですか。不備があったからなのか、不備がなかったも入ってきてるか、そういうことを言っている。

福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

西沢委員から御質問を頂きました。

これまで発生したところで、要因として不備があったところもありますし、不備がなくても最新の鶏舎で飼育してても発生するというケースがございます。

西沢委員

ということは、20ミリメートルのネットを張るとしてもまだまだ無理だという話なんですかね。完全に防護体制がとれとって入ってくるというのは、それだけではまだまだ体制ができてないという話でしょ。

福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま、ネットの20ミリメートルの大きさのことで、対策をとっても入ってくるのかというふうな御質問をされたと思いますけれども、20ミリメートルにおきましては、野鳥対策ということで鶏舎のネットを20ミリメートル以下にするという対策でございます。20ミリメートルより大きい隙間とかがあるのは、やっぱり野生小動物、ほかの動物の要因もありますので、20ミリメートル以下というのは野鳥に対する対策でございます。

岸本畜産振興課長

西沢委員から、鶏舎の中にウイルスが入ってくる侵入ルート、その要因であったり、その防止する方策につきまして御質問を頂いております。

先ほど来、お話がありましたように、農場にウイルスが近づくというのは、ため池の近くに飛来する野鳥あたりがウイルスを持ち込むと。そのウイルス自体が国内にいる留鳥であったり野生小動物に接触しまして農場の敷地内又は鶏舎内に侵入すると。また、野生小動物のお話がありましたけれども、それ以外でも例えば鶏舎内で使う器具、機械であったり、作業の方の長靴、衣服でもウイルスが侵入する、そういうリスクはございます。また、飼料であったり卵を運搬する車両もウイルスを運搬するリスクというのがございまして、農場内に入ってくる様々なものにウイルスを運搬するリスクが当然ございます。

そのあたりも踏まえまして、県におきましては養鶏農家の皆様方に、先ほど御答弁させていただきまして、例えば農場内で除草を行った後の消石灰消毒であったり車両の消毒で

あたり、また鶏舎内に入る際には専用の衣服、専用の長靴、そして手指消毒、そのあたりの対策の徹底につきまして注意喚起を行っているところでございます。

西沢委員

昔から、例えば10年ぐらい前から比べて被害はどんなんですか。増えていってるんですか、それとも減ってるんですか。この対策によってだんだん減っていったら、対策がうまくできるとなるとよく分かるんです。今言うたように、まだまだ残念なところがあるというても、毎年対策を徹底してやらんかという話になってきとるわけでしょ。持ち込まないように一緒に頑張ろうというふうにやってきてるわけです。その中でどんなんですか、被害はどう変わってきてるわけですか。

岸本畜産振興課長

ただいま、高病原性鳥インフルエンザに関する被害につきまして御質問を頂きました。

先ほど来の質問で、国内では平成16年1月に79年ぶりに発生いたしましたけれども、以前は二、三年おきということと、発生の規模というのがそれほど大規模の養鶏場では発生してなかったというようなところもございます。令和2年度シーズンから今シーズンまで3期連続で発生しておりますけれども、それ以前の過去最大の発生規模というのが、平成22年度シーズンの183万羽が最も大きい被害であったというところでございます。

しかしながら、令和2年度シーズンにつきましては987万羽、令和3年度シーズンにつきましては189万羽、そして今年度シーズンにおきましても既に相当数の発生規模というふうになっておりまして、規模的には羽数が多くなっております。

その要因としましては、例えば関東が大採卵鶏の地帯でございまして、100万羽を超えるような大規模養鶏場で発生しているとか、また一昨年の香川県三豊市のように密集地域での続発によりまして被害が大きくなっているというような状況の変化というのがございまして、令和2年度シーズンからで申しますと、被害が大きくなっているという状況でございまして。

西沢委員

対策がなかなかうまくいってないんですね。元々長いこと出なかったということは、鳥インフルエンザそのものが元から余り変異してなくて、かなりきついやつが来てなかったという話なのかな。何十年ぶりに発生したこれまではね。それで、これ以降はかなりきついのが出てきて、そういう被害が大きくなったんかなという感じがします。

今聞きよったら、どっちにしたってこれを抑えるにはかなりまだ難しいという状況みたいですね。完全な対策というのは、そりゃ当然なかなかないけれども、一生懸命だんだんきつくやっているけれども、被害がやっぱりかなり出ていると。

だからどうせえと言ってもなかなか厳しい話やけど、この被害を受けたときには殺処分をしますよね。そのときのお金なんかは、この養鶏場からは全く出さなくていいんですか、それとも一部負担ですか。

福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま、養鶏場で発生した場合に生産者の負担がないのかという御質問を頂きました。

発生した場合は、家畜伝染病予防法の規定に基づきまして殺処分した鳥、それと汚染物品とか飼料とか、そういうのに対して全額手当金が出る形になっております。ただ、発生に伴いまして飼養衛生管理基準がちゃんと守れてない場合というのは減額されるとか交付されないとか、そういうこともあります。それと、発生しまして制限区域が設けられた場合に、その周辺農場におきましても経費が掛かった分とか負担が掛かった分というのに対しましては全額手当金が交付される形になっております。

西沢委員

そうですね。当然ながらミスがあったら、それなりのペナルティーがあるはずですよ。じゃないと、全部同じでは、ミスがあっても同じではちゃんとやりませんからね。当然ながら、ちゃんとやって初めてこういう状況になったら面倒見てもらわないかん、当たり前だと思うんです。

ただ、増えたり減ったりしとるけれども、平均的にはちょっと上がってきよるような感じがしますから、やっぱりもっと抜本対策を考えないと難しいなと思うんですけど。ネットじゃなくて完全な倉庫みたいな形の中で入ってこんな状況も考えられますけれど、そんな鶏舎はないんですか。風通しのいい鶏舎じゃなかったら駄目なんですか。ああいう普通の倉庫みたいに、完璧にもものが入ってこないような倉庫。今聞いた20ミリメートルのネットだと、やっぱり外とのつながりは完全にあるはずやからね。これは当然その中でも持ち込むものがあるから、鳥獣とかそんなだけでなく人為的にも持ち込むものがあるから完璧ではないけど、でも動物による被害はなくなると思うんですよね。

その中で、例えば人為的だというのであれば、分けた中で完全に人の出入りとか、ものの出入りが分離されるような方法だったら、ここだけ被害がという形で、そういう対策もまた次の段階でより厳しくとれるはずやから、こっだけ被害があったらもうたまりません、金額的に。それやったらそういうことをもっと強化したほうが、完全に入ってこない対策はもっとあるんじゃないかなという気がするんです。被害の金額からいえば、そういうことも十分採算がとれてくるような気がしますけどね。

そういうことをやっぱり国のほうにもっと提言していったらどうですかね。倉庫の在り方、また大きさとかの規制とか、それを完全に分離して同じ人があっちに行ったりこっちに行ったりせんような分離方式とか、これからの話としてはロボットにやらせるとか、そんな話もあると思うんです。そういう新たな展開というのが必要なかなと思ったりします。もっと考えて頑張ってもらいたいと思います。返事はいいです。そう思います。このままでは、いつまでたってもどんどん経費が発生するんじゃないかなと思いますから、これで終わるときです。

平井農林水産部長

西沢委員のほうから、高病原性鳥インフルエンザ、もう何としても防ぐんだという観点からの様々な御提言、御質問を頂いたところでございます。

先ほど御説明もさせていただきましたが、世界的にも我が国においても非常に厳しい状

況にあると、そういう認識を持ってございまして、それぞれの原因、科学的な分析も含めて、徳島県として引き続きしっかりとウオッチしながら、その知見を我々の対策にも積極的に取り入れていきたいと考えているところでございます。

徳島県におきましても、令和2年度に本県内の養鶏場で発生するという事態がございました。徳島県としてもその教訓を最大限に生かしていくんだということで取り組んでございます。その一つといたしまして、先ほど来、お話も頂いております、野生小動物の侵入防止対策、これはより徹底していこうじゃないかというふうに考えております。

この度、今年度、香川県観音寺市で発生いたしまして、事前情報を得た状態で危機管理会議を開催し、その点をより強化していこうと。徳島県として、そこを待ち受けるのではなくて、県職員が自ら現場に足を運びまして指導の強化をしていこうというような取組もしているところでございます。

今後とも経済原理の中でというところもございしますが、可能な限り効果的な事象を科学的知見も取り入れながら、できる対策を積極的に講じていきたい、必要なことについては国のほうにもしっかりと提言していきたい、そのように考えているところでございます。

梶原委員

鳥インフルエンザのことで確認したいんですが、冒頭に部長から、11月20日でこの消毒ポイントが終わったという話がありました。これが終わるといのは、どういう理由があるんでしょうか。

福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま梶原委員より、消毒ポイントが終わる理由について質問を頂きました。

消毒ポイントにつきましては、香川県におきまして11月1日に発生しまして11月4日に防疫措置が完了しております。特定家畜伝染病防疫指針に基づきまして、防疫措置完了後10日後に半径3キロメートル圏内の農場において異常が確認されない場合は、半径3キロメートル圏から10キロメートル圏の搬出制限区域の移動制限区域が解除されるという形になっておりまして、その基準に基づきまして本県も消毒ポイントを解除したという形になっております。

梶原委員

分かりました。そうしたら、この消毒した332台というのは、どういったものが対象車両なんですか。

福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま梶原委員より、消毒を実施した348台の対象車両について御質問いただきました。

対象車両におきましては、養鶏関係車両を対象として消毒を実施しております。

梶原委員

そうしたら、それは車両に何か書いてあるところもあれば、外見からは全く分からない

部分もあると思うんですけど、それはナンバーとかを事前にチェックしてるんですか。

岸本畜産振興課長

ただいま梶原委員から、消毒ポイントにおきます車両消毒の対象車両に関しまして御質問を頂きました。

本県におきましては、消毒ポイントを設置するに当たりましては県内全ての養鶏農家さん、養鶏関係者、またその取引相手となります飼料会社さん、例えば香川県内で取引されている県内の養鶏関係者と、取引されてる養鶏の関係の皆様方の全てに、事前にポイントの設置場所、運用開始時間、そのあたりの連絡をさせていただいております。そのことから、香川県サイドから入ってこられる車というのは、ポイントの設置をしている、そこで消毒をやっているということは全て御存じでございますので、その方たちが自ら入ってきていただきまして、ポイントにおきまして車両消毒を行うと、そういう形で対応しております。その際、消毒した車両につきましては、例えば県内での行き先、その目的であったり、どのようなものを運んできたか、どのようなものを積載しているか、そのあたりにつきまして全て確認させていただいております。この度、消毒ポイントの設置を終了したところでございます。

それと、先ほど福見室長の答弁の中で、3キロメートルから10キロメートルの移動制限を解除というような答弁がございましたけれども、3キロメートルから10キロメートルの搬出制限区域ということで、少し誤りがございましたので訂正させていただきます。

梶原委員

分かりました。香川から入ってくる車ということで、徳島から出る車についてはやられてない。

岸本畜産振興課長

徳島から出ていく車につきましては、消毒はしておりません。

梶原委員

分かりました。

それと、指定管理についてお伺いしたいんですけども、この神山森林公園と高丸山千年の森なんですが、これはずっと同じ指定管理者の方が担われてるんでしょうか。

小杉スマート林業課長

ただいま、神山森林公園と高丸山千年の森の指定管理者について御質問を頂きました。

双方共に平成18年度から指定管理制度に移行しておりまして、神山森林公園につきましては、一番最初は神山町さんが指定管理者として選ばれまして、その後、平成20年度から現在まで徳島中央森林組合さんが指定管理を受けております。また、高丸山千年の森につきましては、平成18年度からかみかつ里山倶楽部、これは当初は一般の団体でして途中から一般社団法人に組織改編したんですが、こちらが指定管理をずっとしております。

梶原委員

これはやっぱり競合がないというか、指定管理を担う団体がほかにはないということですか。

小杉スマート林業課長

これまでも広く公募しておりまして、今回も申請書類を取りに来た団体は、双方共にもう1団体あたりはしたんですが、結果的に選考に至るまでの間にはやはりこの2団体になりました。やはり地域に根差した団体で、山の特定の区域の管理ということですので、こういうこともあろうかと考えております。

梶原委員

分かりました。結構大きな額で3億6,000万円と9,200万円ということなんですけれども、これは随分この指定管理料が違うんですが、広さが違うということですか。

小杉スマート林業課長

当然、神山森林公園のほうはかなりの面積がございます。あと、管理の内容がやはり神山森林公園のほうが多く園内に人工的な環境が多いので、芝生の管理であったり樹木の伐採であったり、あとは建物もふれあい館ですとか、館内にあずまや等がたくさんございますので、そういったものの管理に非常に費用が掛かっていくと。

それに対して高丸山千年の森は、高丸山の自然環境をむしろ有効に活用した施設ですので、管理としても登山道の管理あるいは植栽地域の鹿よけネットの整備、巡回ですとか、そういった形で神山のほうは人手、資材等がずっと掛かるということから、こういう金額の違いになっております。

梶原委員

分かりました。指定管理候補者の選定結果が載ってますけれども、中段に具体的にこの団体を選んだ理由が載っています。例えば、神山森林公園だと、若い年齢層をターゲットにした新たなイベントを計画するので更なる利用者の確保が期待できるというふうに書かれております。この指定管理は徳島中央森林組合さんがずっと担われてるわけなんですけど、利用者がどれだけ増えてるかとか、その辺の推移についてはどうなんでしょうか。

小杉スマート林業課長

平成18年度から延々ですので増減はございますが、指定管理以前と比較いたしますと、平成17年度の数字がございまして、神山森林公園ですと、平成17年度の年間利用者数が7万1,603人であったのに対して、指定管理が続きますと直近の令和3年度は14万1,869人ということになっておりますので、コロナ以前は年間16万人という年もあったんですが、全体的に見ますと、指定管理によって非常に利用者数は増えている状況でございます。

梶原委員

16万人が最高で、令和3年度は14万8,000人ということで、非常に頑張ってるなという

印象はあります。3億6,000万円と9,200万円ということで、大きな指定管理費が支払われてますので、やっぱりその年々の成果、この管理料に見合った成果がちゃんと上がってるかどうかをしっかりと検証するということが大事なかなと思ってちょっと質問させていただいたんですが、今聞くとところによると、利用者も増えてるということで安心しました。これからまたしっかり頑張っていただければと思います。よろしくお願ひします。

達田委員

先ほどの鳥インフルエンザに関してお尋ねしたいんですけども、ウイルスを持ち込ませないという働きが本当にすごく大事だと思うんですが、以前、学校の生徒さんたちに対して、鳥が死んでても触らないようにというようなことが連絡されていたと思うんですけども、最近はどういうふうにされてるのでしょうか。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま達田委員から、死亡した鳥の取扱いについて御質問を頂きました。

死亡野鳥につきましては、発見した場合に御連絡を頂くということになっておりますが、死亡野鳥自体がウイルスとかを含んでる可能性がございますので、それは直接触らないようにという形で、そういったことにつきまして県のホームページとかで広くお知らせしているという状況でございます。

達田委員

今、子供に限らず県民に、もし鳥が死んどったらこういうふうにしてくださいよという呼び掛けというのはあるのでしょうか。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

呼び掛けとしましては、死亡野鳥につきましては、先ほど申しましたとおり、ウイルス等の可能性がありますので、それについては直接触らないという話があるんですけども、発見した場合については県のほうに連絡するよということでお知らせをしてございまして、その連絡に応じまして検査しているという状況になっております。

達田委員

野鳥から来るこのウイルスが、どのくらい生存してるのかというのを私も知らないんで教えていただきたいんですけども、以前、道端で鳥が死んどったと。通学中の生徒さんが、珍しい鳥が死んどわと言って触りに行ったというお話も聞きました。

この鳥がどういう鳥かは私も分からないんですけども、やっぱり珍しい鳥が死んどったら子供は興味を持ちますよね。触って家へ持ち帰るということがあったら困りますし、すぐにこれはどこへ連絡したらいいのか、この鳥をどないか処分してくださいというのをどこに連絡したらいいのかというのが分からないんですよ。

以前、去年も鳥インフルエンザとかがありましたけれども、小さい鳥やけん放っておいてくださいというようなことも言われたと、スズメみたいな小さい鳥はね。大きな鳥だったら何か取りに行きますとかいう話を聞きましたということなんですけれども、小さかろ

うが大きかろうが、やっぱり野鳥が死んどったら何か原因があるかも分からないので、何かにぶつかって死んだのかも分かりませんが、やっぱりインフルエンザを疑って対処するというのが大事だと思うんです。

それで、県民の皆さんに対して野鳥がもう近所で死んどったら絶対触らないように、ここに連絡してくださいということをきちんと示していただいて、ウイルスをやっぱり鶏舎に持ち込ませないような、県民のみんなが気を付ける必要があると思うんです。以前はパンフレットがちゃんと出ておりましたが、最近ちょっと見ないんですよ。あったのかも分からないんですけれども、やっぱりOUR徳島とか、ああいう広報なんかでやっぱり大きく目立つようにきちんとお知らせをしてみんなで防ぎましょうと、そういう呼び掛けをしていただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま、取扱いについて呼び掛けをしていただきたいなという御質問を頂きました。

死亡野鳥を発見した場合には、県とか市町村のほうへ連絡を頂ければということで県のホームページのほうでも公表しておりますけれども、それにつきましては回収した上で検査をしているというところなんです、特に死亡している野鳥につきましては鳥インフルエンザをすぐに疑うというのではなく、インフルエンザにつきましては通常では人に感染しないということになっております。

そうした中で、用心のために、もしも鳥を触る場合につきましては手袋等を使ってくださいという呼び掛けを県のホームページでしておりますけれども、これからあらゆる機会を通じまして呼び掛けしていきたいと考えております。

達田委員

これは人間の感染症も同じですけれども、もし鳥インフルエンザが広がってしまったら、例えば1か所で何万羽というような鳥を殺処分という、本当に養鶏場の方は残念な思いで、金額的にもすごい大きいものになると思うんですけれども、やっぱり鳥を守って仕事がちゃんとしていけるというようにしていただきたいなと思うんです。ですから、これは誰かが気を付けとったら防げるというものではありませんので、やっぱり県民みんなが気を付けて事業を守るというのが必要だと思いますので、是非県からの呼び掛け、それこそ鳥インフルエンザのアラートを発信せないかんとするんです。ですから、もう本当にいろんな方法で啓発、そして呼び掛けをしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いたします。

それともう1点は、先ほどの指定管理者の問題ですけれども、1団体だけが応募して、そしてものすごく大変なお仕事で頑張っておられると思うんです。これは山ですし、道の管理もあるし、施設の管理もあるし、本当に大変な仕事を真夏の暑いときに草も刈らないかんとすることでやられておられると思います。職員さんがそれぞれ何人おいでるんでしょうか。

小杉スマート林業課長

高丸山のほうは、主に高丸山のふれあい館というところに常駐されておるんですが、そ

ここに常におられる職員の方は2名、それ以外に団体の方々がその都度作業道の整備ですとか、イベントのときにはまたお手伝いに来ていただいて、いろいろな活動をしていただいているということでございます。

神山森林公園のほうはちょっと正確な数は分からないんですが、常駐されている方々は作業員さんも含めて10名から20名程度おられまして、また作業によって神山森林公園のほうは徳島中央森林組合さんが管理されておりますので、その都度、ふだんは山の伐採やなんかをしている方に必要なときには手伝いに来ていただいたりということで、人員に関してはそういう流動的な形で運営をしていただいているということでございます。

達田委員

そういう作業をする方、していただく方、ある一定の人数が必要ですし、その度ごとにやっぱりシルバーさんであるとかいろんな団体に呼び掛けて、また地元の方にもしていただくというようなこともあると思うんです。この中で、特に施設の管理だけじゃなくて、グリーン社会の実現ということでSDGsの目標達成に向けましょうというようなことがどっちの施設も掲げられておりますよね。ということは、ある程度の専門知識を持った方がそういうことで活動される必要があると思うんですけれども、そういう方はそれぞれいらっしゃるのでしょうか。

小杉スマート林業課長

神山森林公園につきましては、イベントのときなどに森林づくりリーダーというのを徳島県で養成しておりますので、そういった森林と環境の関わりですとか、実際の山の環境を良くしていくためにはどうしたらいいのかというような方々に講師として来ていただいたり、あるいは元々が母体が森林組合さんですので、そういったことに非常に知識も造詣も深い方々が職員におられますので、そういった方々にやっていただいております。

また、高丸山千年の森のほうの一般社団法人かみかつ里山倶楽部様も、そういった里山を利用して県民の方々にそういう森林の大切さですとか、自然と触れ合うことによって地球環境に、元々は上勝の方々ですので、そういった活動をされておられるところですので、そもそも取っていただいている母体の方々がそういう専門的な知識を十分に持たれている団体でございます。

達田委員

自然の中で本当にいい空気を吸って、そして山を歩いて元気になりましょうという取組をどんどんしていただきたいなと思うんです。特に、高丸山なんていうのは植物の宝庫ですよ。春もお花もきれいですし、秋はキノコの山ですね。すごくたくさんキノコが生えていますので、そういうのも詳しい方にやっぱり教えていただきながらハイキングができるような取組もどんどん進めていっていただきたいなと思うんです。

実は高齢者の方があそこをたくさん登っておられるのを見かけます。私も高齢者なんで同じ仲間のように思うんですけれども、やっぱり若いときのようにどんどん登れないんですね。だけれども、植物の写真を撮りながらゆっくり登っていくとか。そして、ゆっくり登っても必ず頂上に着きますので、そういう楽しみを覚えていただいて、決して無理をせ

ずに登って元気になっていただくという取組を増やしていただけたらと思うんです。

そのためには、やっぱり先導していただける方というのが必要だと思います。是非そういう人をどんどんと育成していただいて広めていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

小杉スマート林業課長

かみかつ里山倶楽部さんは、今コロナで活動は大分制限されているところもあるんですが、高丸山をフィールドにした地図の読み方教室ですとか、あるいは高丸山にどんな植物が生えているかなんていうのを、参加者を募りまして一緒に高丸山の頂上まで、登る場合も登らない場合もあると思うんですが、そういった活動はもう定期的にされております。

特に高齢者と限ったわけではないんですが、そういった活動はこれからもどんどんやっていただくように提案もされておりますし、県としても協力してやっていきたいと考えております。

仁木委員

私に残された時間は7分でございますので、質問をはしょっていきたくと思います。

まず1点目につきましては、この電気代高騰に対する土地改良区の支援についてでありますけれども、土改連の皆さん方も含めて、皆さん方の御尽力でこういったものができたと思います。これはもう非常にいい施策であるということは評価しております。

ただし、こういった施策を実行していただきますと、土地改良区を形成されていない、組織化されていない、いわゆる農業者におきまして何かしら、若しくはこれを申請できるようにならないかという相談をこれから受けるということは予想ができるところでございます。そういったところで、全ての農業者、土地改良区が組織化されていないところに支援したらどうですかというのではなくて、土地改良法によって事業ができるような農地、いわゆる第1種農地であるとか農業振興地域であるとか、そういったところで水利組合としてされているようなところにも何らかの御支援をするべきでないかと、私は思うところでございます。

ですから、こういった形の事業にそういったところも対象にする余地があるのかなのか。また、別途そういうようなところを対象にできるようなものが必要ではないのかということ質問したいと思います。これは端的に答えていただきますように、よろしくお願いいたします。

太田農山漁村振興課長

ただいま仁木委員より、水利組合等におきまして今回の土地改良施設・電気料金高騰対策緊急支援事業の対象とできないのかというお話であったかと思っております。

今回のこの緊急支援事業につきましては、先ほども触れましたけれども、これまで国や県が創生しました土地改良施設を適正に運営いただいて、それでその広く地域の農地に農業用水を供給いただいていると。それらの土地改良区におきまして、今回の電気料金高騰の影響を受けて経営が非常に圧迫されてると、そのようなことに着目しまして、この土地改良施設の適正管理、そういう観点でこの事業を用意させていただいておりますので、現

在、土地改良区を組織されていないところについてはこの事業の対象外というふうにさせていただいておるところでございます。

仁木委員

私も先ほど前段申し上げました。いわゆる農業振興地域であって第1種農地以上の農地というのは、これは国土保全のために農業者の皆さんが尽力を傾注されているというふうに受け取っていいと思うところなんです。それは、そのために農地法であって農振法があるというふうに私は理解をしておりますし、それに都市計画においてもその上に市街化調整区域であるとか様々な縛りがある中で、皆さんは国土保全、農地保全をされているとっております。ですから、そういった組織形成をされていないところの部分についても今後検討していただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

もう残り二、三分ですので最後に、今までの議論の中で鳥インフルエンザのことについて申し上げますけれども、鳥インフルエンザの部分で、畜産振興課においては、様々な支援を講じていくために、現状をちゃんと把握した上で広げない、持ち込ませないということ徹底していくというような施策、対応をしていただいていると思っておりますけれども、先ほど達田委員からの指摘でございました一般の人に向けた鳥インフルエンザと疑わしいものであるとか、野鳥が死んでいたときにどうするかということについて、子供たちまでしっかりと情報が行ってないと思っております。少なくとも阿南市の長生小学校の1年生には来てません。保護者に来てないというような状況だと思うんですね。片や畜産のほうはそういった形で、お金を使って危機管理調整費を使って施策を実行しているのに、一般の人にそういったところを周知されてない。しっかりと周知されてるんですかという達田委員の質問だったと思っております。しっかりと周知されてないんです。

だから、しっかりと周知されてないことをしっかりと認識されて、この点を一般の皆さん方が分かるような周知というのは度々していかなきゃいけないと思っております。それは、子供たちが足で踏んで家庭に持ち帰って動物に媒介して、そこからネズミに媒介して行くかもしれない。それは分からない話であって、その点についてはしっかりと一般の人、小学生や子供たちにも周知できるような形を取っていただきますように。もし鳥獣でできないのであれば畜産からも、これは越権かもしれませんが、そうした形で組織連携してやっていただきたいということを申し上げて、質問を閉じさせていただきます。

原委員長

先ほど喜多委員からの質問にお答えいただいておりますが、鳴門わかめは私の地元の名産であり、生産者の皆様が今シーズンの始まりというさなかに起こった今回の偽装問題は、私も大変ショックを受けております。

食品表示は行き着くところは事業者のモラルに掛かっていることとは承知しておりますが、徳島県としては偽装の抑止力をもう1段、2段高めていただき、ブランドを守る、偽装は絶対に許さないという強い姿勢で、引き続きとくしま食品表示Gメンによる監視パトロール、県内外で流通する鳴門わかめの科学的な産地判別分析などに取り組んでいただき、これをしっかりと発信していただきたいと思っております。

また、ワカメは鳴門産でなければという全国の消費者の皆様へ安全・安心をお届けする

本県の認証制度の普及拡大についても、より一層注力いただきますよう要望して、私の質問を終わります。

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、農林水産部関係の調査を終わります。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。（14時48分）